

平尾開キ・山森地区整備計画

名 称	平尾開キ・山森地区計画	
位 置	京都府木津川市山城町平尾開キ及び平尾山森の各一部	
面 積	約 0. 9 h a	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地 区 計 画 の 目 標	当地区は、JR 棚倉駅から西に約 800 m に位置し、また、事業中である都市計画道路枚方山城線に隣接している。将来、人口増加に対応した民間住宅地開発を促進するに際し、地区計画を定め建築物等の規制・誘導を図ることにより良好な住宅地の形成を図る。
	土 地 利 用 の 方 針	隣接する住宅地と整合が図れた良好な住宅地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	開発等によって整備される区画街路について、その機能の保全を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	良好な住宅地の整備を図るため、建築物の用途、敷地の最低面積の制限を定め、建築物の混在化や敷地の細分化による住環境の悪化を防ぐ。
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	<p>次の各号の掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法別表第二（ほ）項に掲げる建築物 (2) 運動施設（ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等） (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎で床面積が 15 m²を超えるもの (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 6 項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」の用途に供するもの (7) 京都府条例「青少年の健全な育成に関する条例」第 23 条第 1 項の規定に定める営業の用途に供するもの
	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	<p>120 m²</p> <p>ただし、本地区計画の都市計画決定時（平成 12 年 6 月 9 日告示）において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの、又は、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、当該規定に適合しなくなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合は当該規定は適用しない。</p>

計画図

10. 平尾開キ・山森地区計画



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	指定なし

表示	用途地域
	第一種住居地域 (200/60)



0 100